

環境報告書作成基準（案）

- 目 次 -

第一 総則	
1 . 目的	1
2 . 一般的報告原則	1
第二 環境報告書の記載事項	
3 . 環境報告書に含まれる記載事項	3
4 . 対象期間及び対象組織	3
5 . 事業の概況	5
6 . 環境に関する経営方針	5
7 . 事業活動への環境配慮の組込みに関する目標、計画及び実績等の総括	5
8 . 環境マネジメントシステムの状況	5
9 . 環境に関する規制の遵守状況	5
10 . 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況	6
11 . 環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況	7

基準本文	注解
<p>第一 総則</p> <p>1 . 目的 本基準は、事業者の環境情報を総合的に報告するため、第三者による審査等において共通の指針として用いられる基準であり、環境報告書が最低限満たすべき基本的な枠組みを定めることを目的とする。</p> <p>2 . 一般的報告原則 一般的報告原則は、合理的な報告を行うに当たって報告内容に共通するもの又は報告全般にわたる基本となるべきものであり、以下の原則からなる。</p> <p style="text-align: center;">目的適合性</p> <p>環境報告書は、事業者の事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動への</p>	<p>(注解 1 - 1 : 本基準で取扱う環境報告書の範囲)</p> <p>本基準で取扱う環境報告書とは、その名称及び公表媒体を問わず、事業活動における環境配慮の方針、計画、環境マネジメントシステム、環境負荷の状況等に関する情報を事業者が定期的に報告するものとする。企業の社会的責任や持続可能性に関する情報を含む場合であっても、その環境に関する部分は、本基準の対象となりうる。</p> <p>(注解 2 - 1 : 重要性と適時性)</p> <p>目的適合的であるかどうかは、利害関係者の判断に与える影響の重要性を考</p>

環境配慮の組み込み状況に関して、利害関係者の判断に資する有用な情報を提供しなければならない。

信頼性

環境報告書は、信頼できる情報を提供しなければならない。

理解容易性

環境報告書は、利害関係者の誤解を招かないように、理解容易な情報を明瞭に提供しなければならない。

比較容易性

環境報告書の記載事項は、事業者の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間を通じても一定の範囲で比較の基礎となる情報を提供しなければならない。

慮して決定される。したがって重要性の乏しい環境情報に関しては、本来の厳密な測定又は算出の基準によらない方法や一部の環境情報の開示を省略することが認められる。

また、環境情報が有用であるためには、利害関係者に対して適切なタイミングで提供される必要がある。

(注解 2 - 2 : 正確性、実質性、網羅性、中立性)

環境報告書の信頼性が確保されるためには、記載された環境情報に誤りや漏れがなく正確であること、事業活動に伴う環境負荷の状況の実態に即して実質的な情報を提供すること、本基準に定められた記載項目が網羅されていること、意図的に偏った印象を与えるような表現を排除した中立的な記述がなされていることが必要である。

(注解 2 - 3 : 理解容易な表現)

情報が理解容易であるためには、できる限り簡潔な表現が求められるが、内容が複雑であっても必要な情報は適切に提供される必要がある。例えば、不確実性を伴う情報を提供する場合には、不確実な性質、対象範囲、判断根拠等を明記すべきである。

(注解 2 - 4 : 比較の基礎となる情報)

環境報告書に記載される環境情報は独立した多岐の項目にわたるため、事業者の業種業態、あるいは取組の内容が異なる場合には単純に統一することは困難である。本基準を含め社会的に合意された一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠して記載された情報は、利害関係者の誤解を招きにくく、比較の基礎となる情報である。

<p>検証可能性 環境報告書の審査対象事項は、前提条件と根拠が明らかにされ、客観的立場から検証可能でなければならない。</p> <p>第二 環境報告書の記載事項</p> <p>3 . 環境報告書に含まれる記載事項 環境報告書には、少なくとも以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>対象期間及び対象組織 事業の概況 事業活動における環境配慮の方針等 事業活動への環境配慮の組み込みに関する目標、計画及び実績等の総括 環境マネジメントシステムの状況 環境に関する規制の遵守状況 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況 環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況</p> <p>4 . 対象期間及び対象組織 事業者は、環境報告書の対象期間を記載しなければならない。 事業者は、環境報告書の対象組織を記載しなければならない。対象組織は、事業者の単独組織単位又は連結グループを単一の組織体とみなした連結単位のいずれかを事業者が選択することができる。</p>	<p>(注解 2 - 5 : 検証可能な情報) 検証可能な情報とは、異なる専門家が同一の前提条件、根拠、基準及び方法等に依拠した場合に、事実上同一の結果となるような情報をいう。</p> <p>(注解 2 - 6 : 環境報告書審査機関による審査対象) 環境報告書審査の具体的な対象項目については、環境報告書の該当箇所に審査対象である旨を明記する。</p> <p>(注解 3 - 1 : 追加的記載事項) 事業者は、本基準で定める記載事項以外に、例えば環境に配慮した新技術等の研究開発の状況や環境会計情報等を追加的に記載することができる。 事業者は、追加的記載事項を環境報告書審査機関との合意により環境報告書の審査対象とすることができる。</p> <p>(注解 4 - 1 : 基準日) 対象期間は、登録事業者が定めた事業年度末日を基準日とし、当該基準日の前基準日の翌日から当該基準日までとする。 基準日を変更した場合は、変更の旨を記載する。</p> <p>(注解 4 - 2 : 後発事象) 基準日後から環境報告書審査基準に基づく審査報告書の受領日までに、重要な法規制等の違反の判明、重要な訴訟事</p>
--	--

<p>5 . 事業の概況</p> <p>事業の概況には、事業の内容、主要な経営指標を記載しなければならない。</p>	<p>件等の発生又は決着、その他利害関係者の判断に影響を及ぼす可能性のある重要な事実が発生した場合には、その内容、今後の見通し等を重要な後発事象として記載する。</p> <p>(注解4 - 3 : 重要性の乏しい組織) 利害関係者の判断に影響を及ぼさない程度に重要性の乏しい部門、事業所又は子事業者等は、環境パフォーマンスの集計範囲から除くことができる。</p> <p>(注解4 - 4 : 連結の範囲) 連結単位の環境報告書を作成する場合には、原則として連結グループの事業活動に伴う環境負荷の状況を考慮して、事業者が連結の範囲を決定する。 環境報告書には、連結対象とした子事業者等の総数及び主な子事業者等名を記載する。</p> <p>(注解4 - 5 : 対象組織の変更) 対象組織を変更した場合は、変更の旨、変更された主な部門又は事業所名を記載する。 連結対象とした子事業者等を変更した場合は、変更の旨、増加及び減少の数、並びに変更された主な子事業者等名を記載する。</p> <p>(注解5 - 1 : 事業の内容) 事業の内容には、主要な事業の種類(業種業態)及び事業活動の範囲(活動拠点)について、事業活動に伴う環境負荷や事業活動への環境配慮の組み込み状況との関連を含めて具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>(注解5 - 2 : 主要な経営指標) 主要な経営指標には、売上高、当期純損益、総資産、従業員数の直近3対象期間の推移を記載する。</p>
--	--

6．事業活動における環境配慮の方針等

事業活動における環境配慮の方針等には、事業者が組織として決定した方針又は基本理念を記載するとともに、経営責任者自身の認識又は見解を記載しなければならない。

7．事業活動への環境配慮の組み込みに関する目標、計画及び実績等の総括

事業活動への環境配慮の組み込みに関する計画の概要には、達成目標、目標時期、対象期間末までの達成状況等について可能な限り定量的に記載しなければならない。

8．環境マネジメントシステムの状況

環境マネジメントシステムの状況には、環境管理全般に関する内部統制システムの整備運用状況を記載しなければならない。

9．環境に関する規制の遵守状況

環境に関する規制の遵守状況には、事業活動との関係が強い環境に関する重要な法規制等の違反の有無、環境に関する重要な訴訟事件等の状況を記載する。

(注解6 - 1:計画の達成状況に関する分析・検討内容)

計画の達成状況に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。

計画の達成状況に関する分析・検討内容には、例えば、主要な目標を達成できないと判断した場合の経緯と要因についての分析、今後の取組方針や新たな目標に係る情報等がある。

将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を記載する。

(注解8 - 1:連結グループの環境マネジメントシステム)

連結単位の環境報告書を作成する場合、連結グループの環境マネジメントシステムの状況に代えて、事業者の単独組織における状況を記載することができる。その場合には、その旨を記載する。

(注解9 - 1:重要な法規制等違反の有無)

重要な法規制等の違反の有無の記載に当たっては、重要な法規制違反、協定違反等につき規制当局から指導、勧告、命令、処分等を受けた場合等においては、その内容、改善の状況、再発防止に向けた取組を記載し、そうした事項がない場合には、その旨を記載する。

<p>10．事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況</p> <p>事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況には、事業活動に伴う環境負荷の全体像及び重要な環境パフォーマンスを記載しなければならない。</p>	<p>(注解9 - 2 : 重要な訴訟等)</p> <p>重要な訴訟事件の発生、その他環境に関する特有の法的規制又は取引慣行の存在等、利害関係者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項がある場合、具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔にその内容を記載し、そうした事項がない場合には、その旨を記載する。</p> <p>(注解10 - 1 : 環境負荷の全体像)</p> <p>事業活動に伴う環境負荷の全体像は、資源、エネルギー等の循環の観点から可能な限り図表等を活用して、分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。</p> <p>(注解10 - 2 : 重要な環境パフォーマンス)</p> <p>重要な環境パフォーマンスは、環境パフォーマンス指標のうち定量的情報及び改善に向けた取組の状況を記載するとともに、重要な環境パフォーマンスに関する分析・検討内容を記載する。</p> <p>重要な環境パフォーマンス及びそれを把握するための指標である環境パフォーマンス指標は、事業活動、製品及びサービス等が環境に与える影響を考慮して、事業者が選択する。その場合、選択に当たっての基本的な考え方を記載する。(付表参照)</p> <p>利害関係者が適正な判断を行うことができるように重要な環境パフォーマンスに関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>分析・検討内容には、例えば、環境パフォーマンスの著しい改善又は悪化の要因についての分析、環境パフォーマンスに重要な影響を与える可能性のある新技術や新設備の導入に係る情報等がある。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在に</p>
---	---

<p>11. 環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況</p> <p>環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況には、すでに市場に提供されている環境に配慮した製品、商品、サービスの状況を記載しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>において判断したものである旨を記載する。</p> <p>(注解10-3:環境パフォーマンスの集計方針)</p> <p>重要な環境パフォーマンスの記載に当たっては、対象組織や対象分野などの集計範囲を記載するとともに、測定又は算出の方法を記載する。</p> <p>環境パフォーマンスによって、対象期間、対象組織が異なる場合には、各々の環境パフォーマンスごとに対象期間、対象組織を記載する。</p> <p>(注解10-4:連結数値の集計)</p> <p>環境パフォーマンスの連結数値を集計するに当たっては、親事業者の数値と子事業者の環境パフォーマンスの数値をすべて合算し、連結グループ内の相互間における取引に係る項目は、消去する。</p> <p>例えば、子事業者から親事業者が原材料を購入する場合、子事業者の総販売量と親事業者の総物質投入量は相殺される。</p> <p>(注解11-1:環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況)</p> <p>環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況は、環境負荷の低減に資する主要な製品、商品、サービスの販売額又は販売量及び環境に配慮した機能の概要を可能な限り定量的に記載する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---

環境報告書作成基準（案） - 付表

付表 重要な環境パフォーマンス指標に関する参考例示

（本付表の取扱い）

本付表は、事業者が重要な環境パフォーマンス指標を選択する（注解10-2）際の参考例を示すものである。したがって、本付表に示された環境パフォーマンス指標は、必ず開示すべきことを示唆するものではなく、同様にここに示されたもの以外の環境パフォーマンス指標の開示を妨げるものではない。

選択された指標については集計方針を示すこととされている（注解10-3）が、実務上は対象範囲を限定し、あるいは簡便な測定又は算出の方法を用いるなど実態に即して行えばよいものであり、本付表の例示は集計方法を規定するものではない。

選択された指標については、その内容を補うために主な内訳を示すことが望ましい。

名称	単位	内容等
総エネルギー投入量	メガジュール(MJ)	事業活動に投入した電気及び各燃料等の使用量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：エネルギーの種類別（購入電力、化石燃料、新エネルギー等） ・ 記載単位の例：電力量についてキロワット時(kWh) ・ 簡便な集計対象の例：消費電力量及び購入燃料のみ ・ 熱量換算の参考：「エネルギー源別発熱量表」（資源エネルギー庁）
総物質投入量	トン(t)	エネルギー及び水を除く資源で、事業活動に直接投入された物質量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：資源の種類別（金属、プラスチック、ゴム等） ・ 簡便な集計対象の例：主要な原材料のみ ・ 記載単位の例：その他実務上用いている単位 ・ 対象外の例：同一事業所内部で循環的な利用がなされている量
水資源投入量	立方メートル(m ³)	事業活動に伴う水の使用量及び利用量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：水源の別（上水、工業用水、地下水等） ・ 簡便な集計対象の例：メーター測定が可能な量のみ ・ 対象外の例：同一事業所内部で循環的な利用がなされている量

名称	単位	内容等
温室効果ガス 排出量	二酸化炭素 量に換算し たトン (t-CO2)	事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：温室効果ガスの種類別、排出活動源別 ・ 簡便な集計対象の例：エネルギー由来の二酸化炭素排出量のみ ・ 二酸化炭素量への換算の参考：地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化係数
化学物質排出 量及び移動量	トン(t)	事業活動に伴う主要な化学物質別の排出量及び移動量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡便な集計対象の例：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）の規定に基づく第1種指定化学物質のうち排出量又は移動量の上位10物質のみ、個別に規制された化学物質のみ ・ 個別に規制された化学物質の例：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類、その他大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等に個別に規制された化学物質
総販売量	トン(t)	事業活動に伴い実現した製品及び商品の販売量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：製品群別又は商品群別 ・ 簡便な集計対象の例：主要な製品又は商品のみ ・ 記載単位の例：その他実務上用いている単位
廃棄物等総排 出量	トン(t)	事業活動に伴い発生した廃棄物等の排出量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：一般廃棄物（そのうちの特別管理一般廃棄物）又は産業廃棄物（そのうちの特別管理産業廃棄物）の発生量の区分、廃棄物最終処分量 ・ 簡便な集計対象の例：産業廃棄物管理票により集計した産業廃棄物のみ ・ 対象外の例：設備の建替等に伴う建設廃材
総排水量	立方メー トル(m ³)	事業活動に伴い発生した排水量の合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳の例：排出先別（公共用水域、下水道等） ・ 簡便な集計対象の例：メーター測定が可能な量のみ